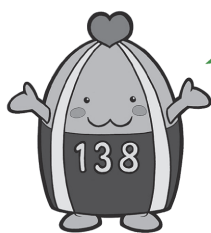


生活習慣病予防のために特定保健指導を受けましょう

～国民健康保険加入の方の特定保健指導～

内 容 メタボリックシンドロームの予防やメタボリックシンドロームから脱するための運動や食事を中心とした生活習慣改善の支援

対 象 者 特定健康診査の結果により、生活習慣の改善が必要とされた方
「動機づけ支援」と「積極的支援」の2つの支援レベルがあります。
 特定健康診査結果通知表でご確認ください。
 (受診した医療機関で結果通知表をお渡しします。市からの送付はありません。)



実施場所

- ・ 特定健康診査を受けられた医療機関
- ・ 一宮市医師会 ☎71-7531
- ・ 各保健センター
 - 中保健センター ☎72-1121
 - 西保健センター ☎63-4833
 - 北保健センター ☎86-1611

申し込み

それぞれの希望場所へ電話でお申し込みください。

◎一宮市では、国民健康保険加入の方へ特定健康診査・保健指導を実施しています。
 国民健康保険以外の方は、加入されている健康保険証発行元へお問い合わせください。
特定健康診査は10月31日までです。まだ受診していない方は受診しましょう!

特定健康診査の問い合わせ 保険年金課 ☎28-8669

不妊治療費の一部を補助

ID 100981

不妊治療には、治療内容によって次の補助制度を設けています。特定不妊治療費補助制度は、子育て支援の一環として県の補助に上乗せして市が補助を行っているものです。

一般不妊治療費補助制度 ID 1012585		特定不妊治療費補助制度 ID 1012659
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産科・婦人科等で受けた医療(健康)保険適用外の人工授精(一宮市に住所を有する期間に受けた治療) ・ 当該補助金申請に係る治療開始日時点の妻の年齢が43歳未満であること 	申請条件(抜粋)	指定医療機関で受けた医療(健康)保険適用外の体外受精・顕微授精(愛知県の特定不妊治療費助成金が交付され、一宮市に住所を有する期間に受けた治療で、男性不妊治療を除く)
自己負担額の1/2 (補助期間は申請した治療開始月から2年間で、1年度あたり上限4万5千円)	補助額	自己負担額から愛知県特定不妊治療費助成金交付額を控除した額 ※申請できる回数は通算2回 ※申請ごとの上限金額は10万円 ただし、上限金額に満たない場合でも、次回に繰り越すことはできません。
令和2年3月25日(水)まで (平成31年3月から令和2年2月までの治療分)	申請期限	愛知県の特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の通知日から2か月以内

(注) 補助対象となるには、上記以外にも所得制限等の条件を満たし、書類の提出が必要となります。
 詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。保健センターへお尋ねください。